

昭和49年8月1日 (8)



# 広報こじい

8月  
(No.113)

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL 越路 (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷所



## 豊作へ前進

日中の暑さはまだきびしいようですが、立秋(七日)を境に、朝の気温はぐっと下がりどことなく秋に向う気配が感じられるのも、もうすぐです。

はだ寒くうす暗いうちに準備を終り、作業にかかる頃は明るくなる

水稻共同防除。ダスターから、まかれる薬剤と朝霧で水田は一面白い海原のようである。やがて緑の田んぼも、重そうに黄金の穂をつけ、農家にとつては忙しい活気のある時期を迎えるのです。

(写真は来迎寺で。提供・農業共済組合)

### 今月の主な内容

- ▼ 消防演習と団員家族慰安会
- ▼ 議会だより
- ▼ 自然災害に弔慰金を支給
- ▼ 国民健康保険料のあらまし
- ▼ 国民年金 - 失いかけたあなたの受給権
- ▼ 楽しい夏休みを子どもたちに
- ▼ 越路町総合計画
- 基本構想のあらまし

| 町の人口              |                        |
|-------------------|------------------------|
| 住民基本台帳人口 (6月末日現在) |                        |
| 世帯数               | 3,039戸                 |
| 人口                | 13,638人                |
| 内訳                | 男性 6,631人<br>女性 7,007人 |
| 前月比               | -2 +12 +2 +10          |

お し 5 せ

|        |                           |        |  |
|--------|---------------------------|--------|--|
| 1 木    | 心配ごと相談日 (役場)              | 17 大土安 |  |
| 2 金引   | ⑩ 神谷区事務所                  | 18 日   |  |
| 3 土    | (20日迄夏の交通安全月間です。)         | 19 友月引 |  |
| 4 月    | 三島・吉志郡連合消防演習 (和島村)        | 20 木   | (出勤) 岩塚小学校(来迎寺、朝日、飯塚地区)<br>中越地区民生委員研修 宝徳稲荷神社 |
| 5 金    | 穂イモチ病共同防除開始 (11日まで)       | 21 木   | (出勤) 岩塚小学校(沢下条、岩田不動沢、荒瀬地区)<br>行政相談日 (役場)     |
| 6 月    |                           | 22 金   | コンバイン技術養成研修会24日まで (役場)                       |
| 7 水    | 献血 役場前ご協力お願いします           | 23 木   | (出勤) 塚山小学校(東谷荒瀬除く) 西谷、塚野山千谷沢地区               |
| 8 木    |                           | 24 金   |  |
| 9 金    |                           | 25 木   |  |
| 10 土   | 農地法各条許可申請書受付〆切日           | 26 木   |  |
| 11 大日安 | 町内職場野球大会                  | 27 木   |  |
| 12 月   | ⑩ 役場                      | 28 木   |  |
| 13 火   | ⑩ 役場                      | 29 木   |  |
| 14 水   | 心配ごと相談日 (役場)              | 30 金   |  |
| 15 木   | 役場一般事務休み 戸籍窓口事務は平常通り行います。 | 31 木   | 心配ごと相談日 (役場)                                 |
| 16 金   |                           |        | メモ欄  |

## 今月の納税

町民税 2期  
国民健康保険料 3期  
納期日 8月26日

全国農業新聞購読のおすすめ

週刊全国農業新聞は1か年  
2,400円農業委員会へ申込み下さい。

ゆくえ不明人を  
捜す相談所が  
開かれます

## 警察官の募集

昭和五十年四月

警察では次のとおり「ゆくえ不明の人を捜す相談所」を開きます。  
出稼ぎに出たまま帰らない人や  
その他の理由で家出された方がお  
困っている方は、相談所へおで  
かけ下さい。

○日時 八月七日九時～四時  
○場所 長岡警察署

相談の際は、本人の写真や家出  
当時のわかる資料を持参すること。

新潟県警察官の採用試験が行わ  
れます。  
○受験資格  
大学、高校卒業または  
は来春卒業見込の者とその他の者(学歴  
を問わない)で、年令は、採用時十八才以上、二十八才未満。  
○愛用期間  
八月十二日～九月一十八日  
くわしくは長岡警察署、各派出所へ問い合わせ  
せ下さい。

○採用予定



## 自然災害に慰金

越路町では、六月定例町議会で「灾害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」を制定し、災害時における救済の手がさしのべられるようになりました。この制度は法律に基づくもので町民の不慮の事故（自然災害）に対し五十万円の弔慰金を支給することになっています。また、家屋や家財などに被害があった場合生活資金として、最高五十万円を融資する制度となっています。

自然災害という方の事故に備え、この弔慰金制度は大きな意義があるといえます。

## 町で被害者を援助

越路町では、六月定例町議会で「灾害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」を制定し、災害時における救済の手がさしのべられるようになりました。

この制度は法律に基づくもので町民の不慮の事故（自然災害）に対し五十万円の弔慰金を支給することになっています。

また、家屋や家財などに被害があった場合生活資金として、最高五十万円を融資する制度となっています。

自然災害という方の事故に備え、この弔慰金制度は大きな意義があるといえます。

## 参院選挙

投票率 87.8%



立候者が多く区分けに忙しい開票者

## 災害弔慰金と援護資金

### 貸付制度

死亡したとき、その遺族に対し災害弔慰金が支給されます。  
①町の区域内において、住家の滅失した世帯の数が五世帯以上である災害。

②その他、これに準ずる程度により死亡した者がある場合、町が遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

### 補正予算

六月定例町議会は六月二十五日から三日間、町税条例の一部改正をはじめ昭和四十九年度一般会計補正予算、昭和四十八年度ガス事業会計決算、専決処分等が審議され、一部の案件を委員会付託議件としてそれぞれ原案通り可決、認定または承認されました。主な内

容は次のとおりです。  
昭和四十九年度一般会計は、歳

## 議会だより

### その他の

○越路町消防団無火災表彰  
越路町消防団に設置される各部の区域内において、無火災（建物火災に限る）が五年以上続いた場合、この部を表彰する。

### 条例関係

入、歳出それに三千八百八十萬円を追加し、予算総額は八億六千九百万円となりました。  
今回の補正は、塚山保育所の取付道路、白山地区内の舗装工事、ねたきり老人介護用器具購入費等福祉、生活環境整備費の予算補正となりました。

午後からは家族の慰安会が開かれ、日頃の苦労に対し

町長、消防団長からお礼の言葉がありました。そのあと、越路中学校生徒によるバスバンド演奏、塚山山星会の民謡と踊りの他、団員のとび入り出演もあり、楽しいひとときを過ごしていただき

ました。  
△歌や踊りに拍手をおくる家族

△火の用心の手ぬぐいを腰に下げて参加する団員



## 団員家族慰安会

七月二十八日の日曜日、炎天下のもとで町消防設立二十五周年を記念して、団員の家族を招き日頃の労をね

ぎらう家族慰安会も行われました。演習では、家族の見学もあってボンブ操法、小隊訓練に力が入りきびきびした団員の行動に大きなかつた。また、今年は自治体消防設立二十五周年を記念して、団員の家庭を招き日頃の労をね

られた消防ラッパ隊の高らかにひびくラッパの音で、演習も盛大に終りました。

午後からは家族の慰安会が開かれ、日頃の苦労に対し

町長、消防団長からお礼の言葉がありました。そのあと、越路中学校生徒によるバスバンド演奏、塚山山星会の民謡と踊りの他、団員のとび入り出演もあり、楽しいひとときを過ごしていただき

ました。  
△歌や踊りに拍手をおくる家族

△火の用心の手ぬぐいを腰に下げて参加する団員



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△歌や踊りに拍手をおくる家族

△火の用心の手ぬぐいを腰に下げて参加する団員



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



△孫をつれてせがれの操法……。



△書き渡ったラッパの音



# 国民健康保険料のあらまし

ことしの国民健康保険料（国保料）の世帯別の料額が決定し、今月納税通知書をお届けします。これによりますと前年度に比較して二十四%ほどの引上げとなりました。

医療費の自然増及び高額療養費の支給等によるものです。

国保料の賦課額は次のように計算されます。

一、所得割額

保険料全体の四十%で、料率は所得金額に対して二・四%です。

二、資産割額

保険料全体の十%で、料率は固定資産税額の土地及び家屋分に対する三十二%です。

三、被保険者均等割

これは人員割のこととで保険料全體の三十五%で、料率は一人当たり四千八百円です。

四、世帯別平等割

これは世帯割のこととで保険料全體の十五%で、料率は一世帯当たり七千四百三十円です。

以上の料率によって算定されたものが今年の保険料額となります。

ここで前年との保険料額を比較計算します。

所得金額が前年と同じく七十万円、固定資産税が一万五千円、三人家族の国保世帯を想定した場合

| 昭和48年度                       |          | 昭和49年度                       |          |
|------------------------------|----------|------------------------------|----------|
| 所得割                          |          | 所得割                          |          |
| 700,000円× $\frac{2.42}{100}$ | =16,940円 | 700,000円× $\frac{2.40}{100}$ | =16,800円 |
| 資産割                          |          | 資産割                          |          |
| 15,000円× $\frac{27.74}{100}$ | =4,161円  | 15,000円× $\frac{32.00}{100}$ | =4,800円  |
| 被保険者均等割                      |          | 被保険者均等割                      |          |
| 3,720円×3人=11,160円            |          | 4,800円×3人=14,400円            |          |
| 世帯別平等割                       |          | 世帯別平等割                       |          |
| 5,860円.....                  | 5,860円   | 7,130円.....                  | 7,130円   |
| 計                            | 38,121円  | 計                            | 43,430円  |

表のとおりとなります。  
なお、不明の点については役場  
税務課にお尋ね下さい。

## 国保のしくみ



このように時効にかかるた期間があると、将来、それだけ受けとる年金額が少くなります。また人によつては、老令年金をうけるために最少限度必要な二五年（昭和五年四月一日以前に生れた人は、生年月日に応じてこの期間が二十四年～一〇年に短縮されます）の受給資格間にたりなくて、老令年金そのものがうけられなくなることがあります。

そこで、このたび、このような未納期間分も、特別に穴うめできる「保険料特例納付」の制度が設けられました。

保険料の額は、未納月一ヶ月につき九百円（ただし昭和四八年三月までの強制加入期間に限る）、納入方法は、一時にでも、分割による方法でもかまいません。

くわしいことは、国民年金係まで問い合わせください。

なお、保険料の未納が続きますと、将来高い金額で繰入しなければなりませんので、できるだけ納期限までに納入されるようお願いいたします。

保険料の額は、未納月一ヶ月につき九百円（ただし昭和四八年三月までの強制加入期間に限る）、納入方法は、一時にでも、分割による方法でもかまいません。

くわしいことは、国民年金係まで問い合わせください。

なお、保険料の未納が続きますと、将来高い金額で繰入しなければなりませんので、できるだけ納期限までに納入されるようお願いいたします。

## 国民年金手帳に受領証を添付

このたびの国民年金業務の一部電算化とともに、国民年金手帳に検認印をおさないこになりました。

したがって、現在役場で保管い

| 運転日<br>別車名                          | 岐阜<br>始発<br>上り<br>経由 | 急行<br>よねやま号<br>よね<br>51 | 名古屋駅<br>停車時<br>間 | 江津<br>始発<br>上り<br>経由 | 急行<br>よねやま号<br>よね<br>51 | 名古屋駅<br>停車時<br>間 | 江津<br>始発<br>上り<br>経由 |
|-------------------------------------|----------------------|-------------------------|------------------|----------------------|-------------------------|------------------|----------------------|
| ○上野行急行よねやま号の指定期は、毎月20日の間はとりやめになります。 |                      |                         |                  |                      |                         |                  |                      |
| ○上野行急行よねやま号の指定期は、毎月20日の間はとりやめになります。 | 柏原<br>始発<br>上り<br>経由 | 13:30                   | やま<br>停車時<br>間   | 江津<br>始発<br>上り<br>経由 | 13:30                   | やま<br>停車時<br>間   | 江津<br>始発<br>上り<br>経由 |
| ○上野行急行よねやま号の指定期は、毎月20日の間はとりやめになります。 | 塚山<br>駅              | 13:47                   | 10:06            |                      |                         |                  |                      |
| ○上野行急行よねやま号の指定期は、毎月20日の間はとりやめになります。 | 来迎寺駅                 | 13:57                   | 10:14            |                      |                         |                  |                      |
| ○上野行急行よねやま号の指定期は、毎月20日の間はとりやめになります。 | 上野<br>署              | 18:34                   | 14:10            |                      |                         |                  |                      |

## 上野行臨時停車



たしておりました国民年金手帳は八月中に皆さん方へお返しいたします。この手帳に保険料納入時に交付いたします「国民年金保険料納付通知書兼領収書」または「国民年金保険料領収書」を各年度の左側に必ず、のりではり付けて下さい。

なお手帳に領収書をはる個所（年度）がなくなりましたら、必ず再交付を申請してください。

## 楽しい夏休みを子どもたちに

### !!青少年の最近

#### の非行傾向

- 1、非行傾向の中心が高校生より中学生へと移行し、とくに小学生の高学年の増加率が非常に高くなっています。
- 2、性的不良行為による増加率が大きい。
- 3、自転車、自動車を利用した盗みが多い。
- 4、小、中学生の万引きの増加が目立つ（おもちゃ、本など、スリルを楽しむ行為が目立つ）



### 青少年の芽をつみとろう!!

- 1、夏休み！それは暑く長く、お盆行事や、秋祭りが各地で夜遅くまで催されます。子どもたちを非行から守り、明るく健康な子どもに育てるため常に努力しよう。
- 2、子どもの「心のみだれ」は、どんな時にもうまれ、「どのような」かたちで外部にあらわれるかについて、長岡警察署防犯少年係、町内各駐在さんから、話を聞きました。その中から主なものをお知らせします。

### 5、真夜中の夜遊びが多い。

庭の門限時間や、野放しが原因。

金は、かけ金をすればするだけうける

年金額も多くなり、

「老後の保障」もそ

れだけ充実すること

になります。

ケガが多発している。事故をおこす前に注意を。

9、長岡警察署管内の触法行為にあるものとして、次表通りで

になります。

しかし、このかけ金は、いつ納めてもよいというものではなく、納期間（年四回）を二年過ぎてしまふと、時効によって納められなければなりませんので、できるだけ納期限までに納入されるようお願いいたします。

保険料の額は、未納月一ヶ月につき九百円（ただし昭和四八年三月までの強制加入期間に限る）、納入方法は、一時にでも、分割による方法でもかまいません。

くわしいことは、国民年金係まで問い合わせください。

なお、保険料の未納が続きますと、将来高い金額で繰入しなければなりませんので、できるだけ納期限までに納入されるようお願いいたします。

保険料の額は、未納月一ヶ月につき九百円（ただし昭和四八年三月までの強制加入期間に限る）、納入方法は、一時にでも、分割による方法

